（徳島県立文学書道館紀要『水脈』十三号（2016年3月31日発行）掲載、2016年6月修正加筆）

鳴門塩田争議（昭和二年）の再検証

労働者側同時代資料を参照して――

伊藤　純

一．保存されていた争議中の「ビラ・チラシ」「三島唯蔵手記」など

県立徳島文学書道館に「昭和二年鳴門塩田争議ビラ・チラシ類」（約一三〇点）、「三島唯蔵手記」「福永豊功手紙類」など、いくつかの昭和初期の資料が所蔵されている。いずれも、貴司山治の残した資料で、文学館に寄贈されたものである。

「ビラ・チラシ類」は、実際に争議中に作成配布された現物で、三冊のスクラップブックに貼付されている。

↑図1）争議中のビラ、チラシを保存したスクラップブック

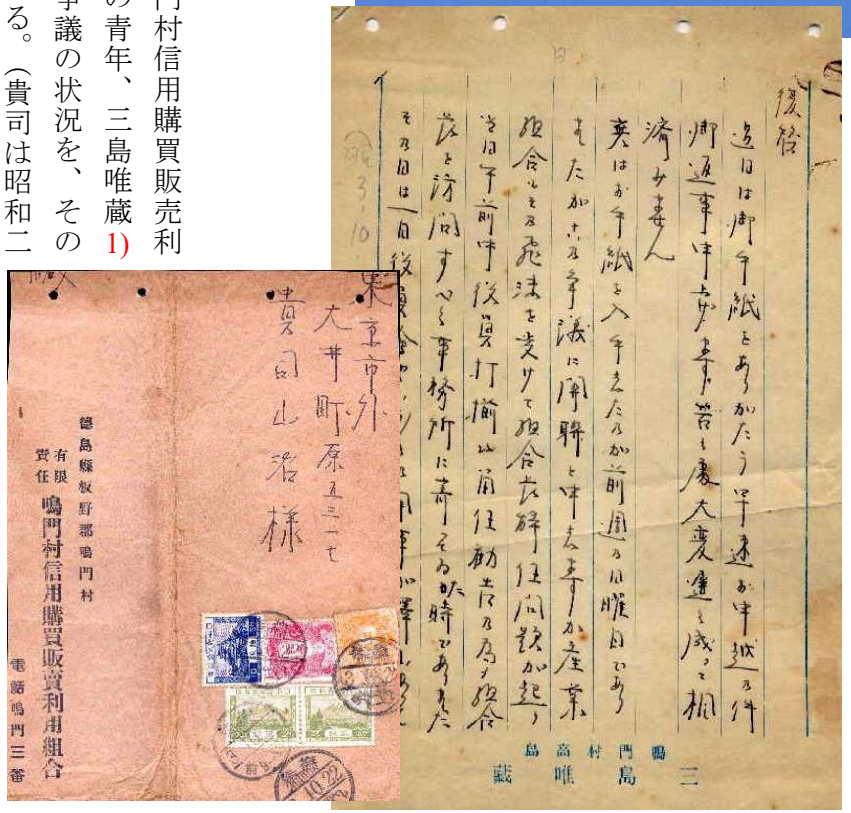

←図2）三島手記冒頭と送られてきた封筒

「三島唯蔵手記」は、当時〝鳴門村信用購買販売利用組合〟の職員であった高島在住の青年、三島唯蔵[1]が、貴司の求めに応じて昭和二年争議の状況を、その翌年に手紙でレポートした文書である。（貴司は昭和二年争議の時には既に作家活動のため東京に出ており、鳴門にはいなかった）手紙は七通で、用箋九十枚に細かく書き込まれている。

また「福永豊功手紙類」は、鳴門塩田労働組合の中心的組織者で、昭和二年を頂点とする熾烈な鳴門塩田争議を推進指導したカリスマ的指導者とされる福永豊功2)の、争議最中の時期に貴司山治に送った四通の手紙である。その手紙には、もちろん争議指導者としての信念を披瀝する面もあるが、生活に窮して苦悶する弱気な若者の姿も露わである。

図3）福永豊功の貴司宛手紙の一部

これらはすべて、争議の労働者側当事者によって争議の渦中、ないしは極めて近い時期に作成記述された、いわゆる〝一次資料〟であり、争議当事者の生々しい息づかいを読み取ることができる、極めて貴重なものである。

これらの資料を参照しつつ、昭和二年鳴門塩田争議の実態を再検証してみたいと思う。

1）三島唯蔵：（1899～1949）鳴門小学校高等科を出て鳴門村信用購買販売利用組合の職員となり、事実上業務全体を取り仕切る事務長の様な立場で働いていたと思われる。三十歳代で鳴門村会議員、のちには鳴門町会議員となった。また、高島集落内で雑貨商・酒屋を営んだ。

2）福永豊功：生年月日不詳、貴司と同年配と思われる。高島の方々に聞いた限りでは名前の読みは「ほうこう」。鳴門高島の青年団仲間、十四歳頃から貴司と極めて親密な友となり、左翼的議論を闘わした。十七歳で高島塩田労組組合長、二十歳頃には撫養塩田労組連合会を組織し委員長となる。歴史的大争議といわれる昭和二年の争議の指導者。貴司が大阪へ出て以降も親交があり、貴司は再々資金カンパに応じている。鳴門塩田争議の記録を書くことを勧め、その大部の原稿は、大量の争議チラシなどの資料と共に、県立徳島文学書道館に収蔵されている。昭和十五年頃死去。

二．鳴門塩田と労働争議

〝塩田〟は、塩の生産システムとして、江戸時代から昭和前期にいたる数百年間、瀬戸内を中心に広く普及し、一九五〇年代「流下式」に取って代わられるまで続き、更に一九七一年の「塩業近代化臨時措置法」によってほぼ絶滅した。それは日本近世、近代前期の一大産業だった。

その生産・労働の機構は〝塩田〟という名前から感じられる農業的な世界とは著しく異なり、経営者（塩田所有者〔地主〕または地主から経営権を委託された経営者〔小作〕）が、季節契約労働者を使役して生産活動を行うという、いわば前期資本主義、ないしはマニュファクチャー的産業だった。

その限りでは、塩田という生産手段を独占した経営者（浜人）と、労働のみを売って対価（賃金）を得るしかない労働者（浜子）が存在する、という近代的産業構造が早い時期から成立していた。

他方、塩田労働は単純な肉体労働ではなく、高度の習熟を必要とし代替のできない特殊性があ

った。それゆえ、季節契約労働とはいっても、毎年同じ人々が契約しスキルを発揮するというのが通例であり、流動性のある一般的な労働契約ではない。それゆえ、浜人と浜子は、豪邸と粗末な小屋という違いはあっても、同じ集落に混在して暮らしており、その私生活はお互い筒抜け、といった状況であった。同時に、浜子に対する前近代的な制約、身分的制約も当然存在していた。

鳴門塩田争議はこのように、近代的賃労働者であると同時に、地域的身分的制約を受けている集落生活を基盤とした〝半封建的生活者〟という性格を併せ持った人々の争議だったと、とりあえず予想される。ところが、実際に〝一次資料〟に接すると、あまり地域的身分的制約を受けているとは見えず、むしろ、集落というコミュニティの生活基盤が争議の維持展開に大きな役割を果たしているようにも見える。

日本の近代は、封建的な要素が多く残存し、身分的制約の多い社会であり、まずその古さを打破することが当面の課題だ、というのが従来の我々の〝歴史認識〟の常識だったように思うが、この争議の資料に接する限り、余りそのような感じは受けない。これは、一次資料の与えるイリュージョンなのか、あるいは古いものが残存しているという従来の〝常識〟のほうが思い過ごしだったのか……

無限の疑問と想像が示唆される――これが一次資料、同時代資料の面白さであり、そこから従来の常識を打破する見方も生み出されるのではないか、とも思えるのである。

三．鳴門塩田争議の先行研究

鳴門塩田争議に関しては既にいくつかの先行研究がある。古くは昭和四十八年に刊行された加川健三郎『鳴門塩業史』3)が「高島塩田争議」という一節を設けて、鳴門塩田争議、就中最も熾烈であった昭和二年の争議の中心となった「高島争議」を中心に、十八頁にわたって記述している。ただ、その記載の根拠となった出典が示されていないので、資料に遡って検討することができない憾みがある。長く鳴門の製塩業界の中枢にいた同氏にとっては出所を示すまでもない自明のことだったのかも知れない。

また、平成元年刊行の民俗文化財集第十集『鳴門の塩』4)にも、明治四十五年以来の塩田争議の状況が分かりやすく概説されている。この記述では、一九二九年徳島県特別高等警察課が編纂した「〔秘〕製塩事業並労働問題調査書」からのデータが示されており、興味深いものがある。

しかし、もっとも包括的で詳細な研究は鳴門郷土史研究会刊行の『鳴門路』第三号に掲載された中野庄司「鳴門の塩田労働争議」5)であろう。明治四十五年、キリスト教宣教師の影響によってはじめて結成された鳴門塩田労働組合に始まり、昭和二十年産業報国会となってＧＨＱ指令によって解体されるまでをフォローしている。官側の資料だけでなく、同時代の新聞記事を広く参照することによって、事態の経過を過不足なく記述しており、鳴門塩田労組とその争議の経過を記述するものとしてはこれ以上のものはないと考えられる。

本稿では、基本的にこの「鳴門の塩田労働争議」を参照しつつ、新たに見出された労働者側の一次資料の位置づけを探ることにした。

3)『鳴門塩業史』加川健三郎著・昭和四十八年十一月三十日日本専売公社塩業近代化本部塩業大系編さん室刊、260-277頁。
加川健三郎（1897～1962）は板野郡板西町（現板野町）生まれ、製塩業に従事、昭和十七年徳島県塩業組合連合会主事、昭和三十四年鳴門合同塩業組合理事長。郷土史研究家でもあった。

4)『鳴門の塩・民俗文化財集第十集』徳島県郷土文化会館民俗文化財集編集委員会編・

平成元年十月一日徳島県郷土文化会館刊、37-40頁。

5)「鳴門の塩田労働争議」中野庄司著・『鳴門路――鳴門郷土史研究会報・第三号』平成元年十二月一日鳴門郷土史研究会刊、62-235頁。

四．前哨戦としての大正十五年争議と〝福永豊功〟

鳴門地域では、非常に早い時期から、組合が組織され労賃の交渉や生活福祉的な活動をしていた。

前記「鳴門の塩田労働争議」6)には――

「……明治中期ごろまでは、（塩田労働者は ＊伊藤注・以下同）塩業者の支配の下に絶対的な隷属を強いられ、最低の生活に甘んじていた。ところが、明治二十七、八年の日清戦争以来、……一般労働者の生活が向上してきたため、当地方の塩田労働者もそれに刺激を受け、労働賃金引き上げのための紛争が萌芽的に現れはじめた。……明治四十年代に入ると、塩田労働者の子弟で阪神地方に出稼ぎするものが多くなり……従来の隷属を基盤とした支配関係に微妙な変化をもたらした。」

と、時代状況の変化が要約されている。

6)「鳴門の塩田労働争議」63頁。

大正中期には塩田労組は地域毎に複数組織されており、節季毎の契約更改で雇用者との賃金交渉にあたっていた。

ところがここに、一つの画期がもたらされる。

大正十年（一九二一年）、鳴門高島の青年福永豊功の奔走によって、これらの組合の連合体「撫養塩田労働組合連合会」が組織され、雇用者（浜人）との交渉を統一して行えるようになったのである。

この時から、最も熾烈とされた昭和二年の争議までの期間、この福永豊功のカリスマ的指導力が運動の色合いを決めたといっていい一時期を迎える。この福永豊功という人物がどのようにして、組合組織者、社会主義者として鳴門高島の地に登場してきたのか、詳細は分からない。ただ、後年（一九六七年）貴司山治が高島在住の郷土史家岩村武勇氏に当てた手紙で、往事を回顧して述べている文面がある。（岩村氏宛の手紙の複写コピーが文学書道館に保存されている）

「……私と福永との交友は大正三年ごろ、私が小学校を終わって米沢次男などとつきあって高島青年団というのをつくり、ヤマハ（今の三島君の向かい）にカンバンをかけ、毎晩のように寄り合って気勢をあげているころ、伊吹弥一郎らが別に実業青年団というのを作り、福永はこの方のメンバーでした。両者談合の会を催し……その時に知り合ったと思います。」

そして両者大いに気が合い、青年団などそっちのけで、いわば淫するが如く毎晩のように会ってはもっぱら社会主義について議論するという間柄になったという。そして「十七歳で福永は高島塩田労働組合長になり」（貴司の岩村宛手紙の文言）他方貴司は一九二〇年に〝故郷を捨てて〟大阪に出てしまう。

この貴司の出立の折、福永は

「センベツ（のイミだったと思う）に堺枯川訳の「共産党宣言」の載っている赤い表紙の薄い雑誌（題号忘失）、平民新聞、大阪平民新聞（は一号から十号迄）を持ってきて『これを自分が持っていては危険なのであんたに上げる』といってよこした」（前記岩村宛手紙の文言）

というのであるから、この時点で単なる労働運動家というにとどまらず、確信的な社会主義者になっていたのではないかと想像される。因みに、この時受けとった平民新聞の束はきちんと保存されており、その現物が今も文学館に所蔵されている。

図4）大正九年七月鳴門林崎（はやさき）の料亭橋本での記念写真。
時期からいって貴司が大阪に出郷する一月ほど前であり、貴司出郷の別宴、と想定される。
◆三島唯蔵長男三島利克氏所蔵。印画紙の裏面には人物の名前が、芸妓の芸名まできちんと書きとめられており、三島唯蔵の几帳面な性格が思われる。それによると、後列左から、島賀歓一、高久義美、三島唯蔵、伊藤好市（貴司）、福永勝男、福永豊功。前列芸妓は、かをる、一奴、たより、千代、君子。

そしてその五年後、大正十五年（一九二六年）撫養塩田労組連合会の実力がためされる統一的争議が立ち上げられた。（以下、争議経過の概要は主に前掲「鳴門の塩田労働争議」による）

それは、専売公社が提起した「塩一割減産」方針に反対する争議だった。当時日本の塩生産量は過剰とされ、このような減産方針が打ち出されたのだが、大正十五年八月、生産団体である徳島塩業組合はこの国（専売公社）の減産方針を受け入れてしまった。そうなると、年毎の契約で労賃が決まる塩田労働者の労賃の切り下げ（就業日数の削減など）が予想される。

大正十五年九月八日、撫養塩田労組連合会は林崎の清光座で総会を開き「反対」を決議した。さらに九月二十九日南浜鳳鳴閣で決起集会ともいうべき総会を開き、既得権を守るための複数の条項を決議した。この総会には八百名が参集し立錐の余地がないという盛況だったという。（前記三島手記の文言）

ところがこの会では、経済的諸要求と同時に左派組合の全国組織である日本労働組合評議会7)への加入が提議され、反対派との間で殴り合いまで起こるという混乱状態のまま、散開するということになった。そして福永会長が居残った者だけで強行採決して加入を決めた、と新聞に報じられるような事態となった。

7)日本労働組合評議会：大正十四年労働総同盟から左派が分離し結成された、左派労働組合の全国組織。大正十五年の共同印刷争議、浜松日本楽器争議を指導したのが有名。これに続き昭和二年の鳴門塩田争議にも関わった。昭和三年三月十五日の全国的左翼組織弾圧の一環として解散命令を受け解体した。

これによって、撫養塩田労組連合会は分裂するが、それでも評議会加盟を受け入れた高島支部、三ッ石支部、桑島支部、明神支部が徳島県塩田労働組合と改称し評議会系組合として存続し、右派の労働総同盟系として南浜、斎田、黒崎、桑島の別派（桑島塩田従業員組合）が本斎田塩田労

働組合同盟会となり、他に上部組織に加入しない川東塩田労働組合が成立した。

このような労組の分裂という経過をたどりながら、評議会系の徳島県労組は鳴門初というデモ行進を二度も行うなど奮闘し、ついに十一月二十八日、労働者側に比較的有利な条件での妥結を勝ち取って争議は終熄した。

この「労働者側に比較的有利」ということの具体的内容はきわめて複雑で、部外者が容易に理解できるものではない。例えば浜作業（持浜・もっとも重労働）月十日+その他の出勤作業（日役）十五日、両方の作業がある日五日、の三十日出勤を基準として地区によって銭の単位で契約単価が異なり、休めば賃金を控除するとか、雨などで浜作業が休みの時は各地区の基準額の三十分の一を支給するとか精緻をきわめている。また労働者側が労働日削減になるとして最も警戒した「一割減産」問題は、曖昧化されたようである。（一割制限措置は有名無実化された、と前掲加川健三郎著『鳴門塩業史』263頁に記されている）

この争議の出発点となった九月二十九日の鳳鳴閣での総会の直後、十月一日付で福永から貴司に出された手紙が文学書道館に保存されている。

その手紙によると――

「……今度の問題に付き九月廿六日組長会議に於いて左決議案を作成すると共に其の貫徹を期す可く、廿九日鳳鳴閣で第一回大会を開く事になりました。

一．塩業組合の決議事項に関する対策

（一）濃度鹹水採取制限に反対

（二）休業手当の支給の件　……（＊以下中略）

五．大日本労働組合評議会加入の件

右提案を大会に計る事になりました。

其順備（ママ）として亦援助のために評議会本部からは中央委員長の野田君に飯石君及法学士長尾君8)等が来て呉れ一千枚の宣伝ビラ百五十枚広告大ビラを夜のまに作成して大ビラは辻々(に)貼り宣伝ビラ（は）ムヤ百五十戸の仕事場へ自転車体（ママ）を持（って）配布しました。其効が奏して午後七時には七百五十名多数を持って大会を開会する事（を）得ました。（＊助詞など欠字と思われるものを（）で補った）

祝辞宣伝演説は右四名の外に徳島合同労働の吉田君農民組合聯合会の武地君の演説あり万堂割れるばかりの盛会でした。

併して今度の大会の第一の目的は僕と東谷君は評議会へ加盟する可く苦心してゐるのですが僕たちの反対に副会長の荒木始（め）高島の日下君等が陰で策動してゐるので大会に於いて愈〻評議会加盟問題になると意見百出ギ場は混乱し撲りやい（ママ　なぐりあい）する有様で、？？（難読）もって反対派をギ長にあげているために其の中ば開散命ぜられ遂に大会は其のまま終わりましたが、併し吾々の讃（ママ）成者は九百名中六百名迄はたしかなとは思って居るが警察の干渉や親方の切崩し策に苦闘しつつある此頃はもう一周（ママ週）間あまりは夜も寝られぬ有様です。……」

――とあり、経済要求はともかく、評議会加入という政治的議題は難航混乱し、正式の議決には到っていない事を認めている。またこの頃の、左派の組合運動に従う組織者としての福永の覚悟を示すこんな文言も見える。（9月17日付の貴司宛手紙）

「……僕はこの春から一増（ママ　いっそう?）絶ず評議会と往来しています。殊に此夏中は

……絶ず本部から一（人）や二人は僕の宅に居ります。お蔭で組合の状勢も非常に違って来ました。……十州塩田9)労働組合設立に尤い（ママ 向かい？）撫養方面には制限問題10)を機運として勃興しつつあります。多分近き将来には僕の理想の一分は達成せられるものと確信して居ます。……」

8)中央委員長の野田君に飯石君及法学士長尾君：野田＝野田律太・評議会委員長。飯石＝飯石豊市・生粋の労働者の組合活動家。長尾＝長尾他喜雄・京都帝大出の労働運動家、評議会書記、鳴門塩田争議を一貫して指導し信頼厚かった。三・一五事件で検挙、七年服役。貴司のプロレタリア大衆小説「ゴーストップ」主人公のモデル。

9)十州塩田：瀬戸内海沿岸に発達した播磨、備前、備中、備後、安芸、周防、長門、阿波、讃岐、伊豫十カ国の塩田の総称。

10)制限問題：大正後半、輸入塩の増加により塩の政府備蓄が増大し、専売局は内地塩の減産を計画、大正十五年一割減産が鳴門の塩業団体に提議された。塩業団体は大筋でこれを受け入れたが、組合側は〝一割減産問題〟〝制限問題〟ととなえて争議のテーマとなった。

五．昭和二年・歴史的大争議の発端

大正十五年争議の終熄後、福永は、おそらく評議会メンバーの指導によると思われるが、塩生産量制限問題は他の地区の塩田労働者にも収入減の危機をもたらすのだから、鳴門地区と同じように闘いに立ち上がる蓋然性があるはずだ、という観点から十州塩田を共同闘争に立ち上がらせるオルグに出かける。しかしそれは、彼（ないし評議会）の幻想に過ぎず、同調の動きはなく、彼自身は刑事の護送付きで鳴門に送り返されるという結果となる。11)

11)〝刑事の護送付きで鳴門に送り返される〟：貴司日記昭和二年二月一日――
「……午後……福永君がくる。汚い着物をきてゐて、尾行を免れてここまできたのだといふ。山口県から大阪まで汽車中、尾行刑事に送られて帰ってきたのを飯石君の保証でけふの五時迄解放され、夜の汽船で撫養まで送りかえされるのだといふ。それを何かひどく悲壮なことのやうにしやべる。この男は案外臆病者らしい。」
とある。（日記原本は徳島県立文学書道館所）

この結果を福永がどう受け止めたかはわからないが、恐らく、昨年（大正十五年〔十二月二十五日改元で以降七日間は昭和元年となる〕）の争議の帰結が一種の成功体験になったのと（手紙の中にも〝全面勝利〟といった文言が見える）、十州塩田オルグの無残な失敗が重なって、鳴門労組単独でも戦わずにはおかない、という切迫した高揚感があったのではないかと想像される。

闘いは再興される。

昭和二年（一九二七年）四月五日、高島の鳴門村公会堂で徳島撫養塩田労組（徳島県塩田労組が改称）は大会を開き「要求書」と「要求理由書」を付した「嘆願書」を決議、県塩業組合長に提出した。

其の要求は「2～3割の賃金引上げ」という大幅増賃が中心だが、その他「奉公人制度の廃止」「工場法の適用」なども併記されている。

さらにここで最も注目すべきは、この賃上げ要求の根拠として、実際の経営者（浜人）の収支を分析する事によって、その過大な利潤を暴露し、賃上げの余地が十分にある事を指摘する具体的な〝経理資料〟を「要求理由書」として突き付けたことである。

この「収支事例」としては「沼井（ぬい）２５０台の標準的塩田経営」12)をサンプルとして、例えば「風呂銭　三十九円（一ケ年一人三円　十三人分）」とか「捨土積取賃　二拾八円五十銭（三十艘）」など、製造原価の推計も精緻を極め、結局――

収入　二万三千八百十三円十六銭

支出　一万七千四百八十二円七十九銭
　差引き純益金　六千三百三十円三十七銭

と算出提示した。

他方で、浜子の標準的年収を「五百九十円八十銭」と算出した。

さらに、この計算が比較的晴天の多い年のものだとして平年作に換算してもなお「四千百九十八円四十銭」の純益となり――

「……現在右の労働組合の要求を総て容れらるゝもその額一千五百円内外にして祐に二千六百円以上の純益あり……（他方）労働者一ケ年間三日の欠勤にして五百十九円収入しか得ず若し疾病不時の場合は到底其の生活を維持すること困難なり……」

として賃上げの正当性を主張したのである。13)

ここに出てくる金額が、現在どのくらいに評価されるものかは、厳密な比較は難しいが、一般的な初任給や物価などを勘案すると五千倍くらい、すなはち純益六千円はは約三千万円、労働者の年収五百九十円は三百万くらいとなる。

これに対して経営者団体である塩業組合は

「……塩業組合に於いて調査せる生産費の実状とは甚だしく相違する。要は労働組合の要求は表面経済闘争の如くであるが日本に於ける最左翼の評議会の指導であり、其の底を流れるものは階級闘争であり、この島の共産化である。以上の様な結論に達したので、労働組合の要求を全面拒絶することとし、この旨四月十二日回答した。」14)

という帰結となった。

これに対して、全面拒否を受けた徳島撫養塩田労働組合は、四月十六日、鳴門高島の昌住寺で臨時総会を開き、争議の開始、その手始めとしての怠業の開始を決定した。こうして、百五日間に及ぶ、昭和二年鳴門塩田争議が始まったのである。

12) 沼井（ぬい）２５０台の標準的塩田経営：沼井とは、入り浜式塩田で塩結晶の付着した砂を集積して高濃度の塩水（鹹水）を濾しとる装置。およそ塩田三十坪（約百平米）毎に設けられるので、その台数が塩田の広さの目安となる。

13) この「要求理由書」の概要は前掲「鳴門の塩田労働争議」中野正司100-107頁による。

14) 前掲『鳴門塩業史』加川健三郎著273頁。

六．「三島唯蔵手記」から見た昭和二年争議の裏面

この争議の発端を、その渦中にいた三島唯蔵は、くわしく貴司に手記として書き送っている。大筋の経過はもちろん上記第五章のそれと違わないが、その時その場所にいた人物の言葉からは、ある新しい真実が見えてくるのである。

まず、この時の賃金要求の裏付けとして出された「要求理由書」を誰がどのようにして作ったのか、従来不明であったが、その経緯が手記に明瞭に語られている。その部分を示すと――

「……昨年の十一月塩生産壱割制限による争議の最中に評議会本部執行委員で政治部長の中村義明君を迎えて労農党15)撫養支部発会式を挙行しましたが僕もその席上で推薦した役員の一人に加わりましたが実は本年（＊昭和二年）一月十九日の第一回高島班総会で班長に推薦せられました。

……班長就任と同時に政治研究会を毎晩労働組合の事務所で開催しました。主として中央に於ける政治制度……時事問題を捉て批判研究して居りましたが二月の十日から自治

体（＊自治体研究）の方へ方向を転換しまして昨年度の村会特に税の賦課方法に就いて研究を始めました。それが今回の争議の原因と成ったのであります。（＊傍線伊藤）先ず賦課方法として……所得額算定の杜撰な事は全くお話にならない様な状態であります。……三月末日に大体の調査完了しましたが調査の結果塩業家の利益の実に莫大なのに一同驚きました。

大正十四年度中塩業家三十数名の中、成績先ず中位に在る益田仙蔵氏で六千三百余円の純益を上げて居る事に成りました。……十四年度は近年にない日和年であったので大体平年作で？（難読）程の利益かを調べた所尚四千二百円余の純益に成ります。僅か台数（＊沼井の台数）二百五十、一ケ年所要資本金四五千円で以上の如き莫大なる利益を挙げて居る事が判明したのであります。……

三月二十七日午後七時昌住寺で党及労働組合聯合の総会に以上調査の結果を報告致しました。……」16)

15)労農党：ここで述べられている労農党は、大正十五年三月日本農民組合の杉山元治郎を委員長として結成された合法無産政党の「労働農民党」である。昭和三年二月の第一回普通選挙では山本宣治と水谷長三郎の二名を当選させている。しかし、その直後、三・一五弾圧に伴い結社禁止となった。

16)三島手記：昭和二年（1927年）六月二十八日発信貴司宛手記。

と記述されており、税務資料や専売公社との塩売買代金などの公的資料を利用して推計していることが推察できる。高島に於ける金の流れの中枢となっていた鳴門村信用購買販売利用組合の内部にいたからこそこのような調査が可能だったのだと考えられる。今こんなことをすればプライバシー侵害とか守秘義務違反といわれるが、当時そのような意識は明確でなかったのだろう。ちなみに貴司周辺資料にも、三島と貴司は簿記に興味を持ち、つれだって専門家に習いに行ったということが書かれている。その成果が数年後、役立ったのかも知れない。

浜人がこのような莫大な利得を得ているということが、数字によって証明され大衆（塩田労働者とその家族）の面前に暴露されたことが、争議再興の熱情に火を付けたことは想像に難くない。さらに、争議を再興せざるを得ないもう一つの事情が、同じく三島手記の中に暗示されている。それは、賃上げを要求した「嘆願書」前文の中にある。

従来の研究で引用されている嘆願書の前文は――

「従来の賃金及賃金標準は四月一日（会計年度）より撤廃し別紙の通り御改正被下度理由書相添へ御願申上候」

という加川健三郎の「鳴門塩業史」に記載されている変哲も無い事務的な文言であるが、三島唯蔵が、記憶に基づいて手記に書き留めた「前文」は著しく異なる。すなはち――

「塩生産壱割制限による争議解決の際撫養鳴門瀬戸三町村長列席（調停者）の許に成立せる調停案に対し塩業家は是を履行せず為に吾人の収入は協定に比し余程の減収となる。依ってその不履行の点を列挙したる上右は全然調停案を塩業組合に於いて破棄せしものと認め左の要求を提出す。」

というのである。大正十五年の調停條件が履行されていないので、やむなく旧協定を破棄して新しい要求を出す、という憤激を籠めたものである。これが何故事務的微温的な前文に変わったのか――塩業経営者の代表という立場の加川氏としては「塩業家は是を履行せず」というような

浜人側の不誠実を物語る言葉は採録しにくいので改竄を加えたのではないか、とも想像される。その真相究明はとりあえず置くとしてともかく、大正十五年争議終結後に、労組側に、浜人の調停不履行に対する不信と怒りが存在していたことは、三島唯蔵の記録から読み取れる。高島で争議中に配布されたビラにも「浜人の不誠実」を非難する文言が多く認められる。(図6、図7など)

またこの昭和二年の、収益実態を暴露した労組の要求に対する浜人たちの本音も、三島手記に記録されている。

「……ある晩塩業組合の総会を公会堂で開いて居るなど聞いた労働組合の幹部二三名が立聞に行ったのです。……その晩の各人の意見は殆ど総てが??(＊難読)の脅威を感じてゐる事で如何にして此の難局を打開したらよいかに頭を搾って居た相です。

大体の意見を綜合すれば

一. 今度の所得額調査は決して労働組合の調査でなく他の者が主として之れに当って居る。然して更に賃金値上の煽動をもなしてゐるらしい憎むべきはその者であると。

二. 吾人の収支状態を斯々まで入念に調査せられてはたまらない、此度の要求には一通ではをさまらないから寧ろ正式に要求があった場合直に相当の値上げに応じたらどうか。

三. 否、それは余りに弱腰であり過ぎる。最後まで頑強に抵抗するか左もなくば柳に風と柔らかく受け流して何時迄も不得要領の裡に長引かしめたらどうか。

四. どうも近時労働組合特に幹部の急速な目醒め方に驚いたいろ〳〵な書物??(＊難読)は無産者政治必携とかその他数多の左傾的参考書を求めて研究に没頭して居るらしい、実に憂う可き事だ、等々……」

この浜人たちの談合は二日に及び、一日目に欠席したものを翌日呼びだして意思統一を図るという徹底ぶりであったことが三島手記に書かれており、全面拒否という塩業組合の方針がこのようにして形作られたと考えられる。

その後の百日余に及ぶ経過については前掲「鳴門の塩田労働争議」などに詳しいので細かくは触れないが、同じ中野正司氏が民俗文化財集・第十集『鳴門の塩』に掲載された争議年表17)から要約すると――

四月五日　徳島撫養塩田労組大会で「嘆願書」「要求書」「要求理由書」決議。
〃　十二日　県塩業組合、上記嘆願・要求を全面拒否。
〃　十七日　労組高島支部怠業を開始。
〃　二十七日　高島浜人会、労働者解雇、塩田作業禁止、争議本格化。
〃　月末頃　評議会の応援闘士続々来援。
五月七日　高島の塩業関係以外の住民百三十戸が調停のため昌住寺で会合。
〃　十二日　高島浜人、他から二十人の労働者を傭い入れ。
〃　二十二日　高島浜人、香川から同業の労働者九人を傭い入れ。その宿舎に労組員二百人が押しかけ緊迫。福永豊功ら五人検束逮捕。
〃　二十三日　労組高島支部の子弟百七十人同盟休校に入る。
〃　二十九日　同盟休校児童の「争議団児童遠足会」途上警察に差し止められる。
六月十一日　明神、三ッ石、桑島の労組支部主催、高島応援の「全撫養塩田労働者大

17)中野正司「昭和二年の塩田労働争議年表」。前掲『鳴門の塩・民俗文化財集第十集』39-40頁。

会」鳳鳴閣で開く
六月頃　高島支部、再々家族会を開催。
七月一日　鳴門村長と村議ら県に調停依頼。
七月頃　出稼ぎ中の高島労働者仕事不足で続々帰村。
〃　高島支部「詠歌隊」を県下に送り出す。
〃二十二日　国粋会荒川嘉之次高島に来て切り崩し工作。
〃三十日　調停成立。就業再開。

この経過はごく概略であって、この他、他からの労働者傭い入れ（いわゆるスキャップ）にたいする反対妨害の争乱、右翼など局外勢力の手下を引き連れた介入、暴力事件、さまざまな立場の人々の度重なる調停介入――また、阪神への出稼ぎ、家族ぐるみの会合、遠足、詠歌隊を名乗る県下へのPR部隊の派遣、ついには児童の同盟休校など、争議に伴いがちなエピソードはすべて網羅されているといえるほどの、組織ぐるみ、地域ぐるみ、家族ぐるみの大争議だった。保存されているビラ、チラシ類から雰囲気を伝えるものをいくつかご紹介する。

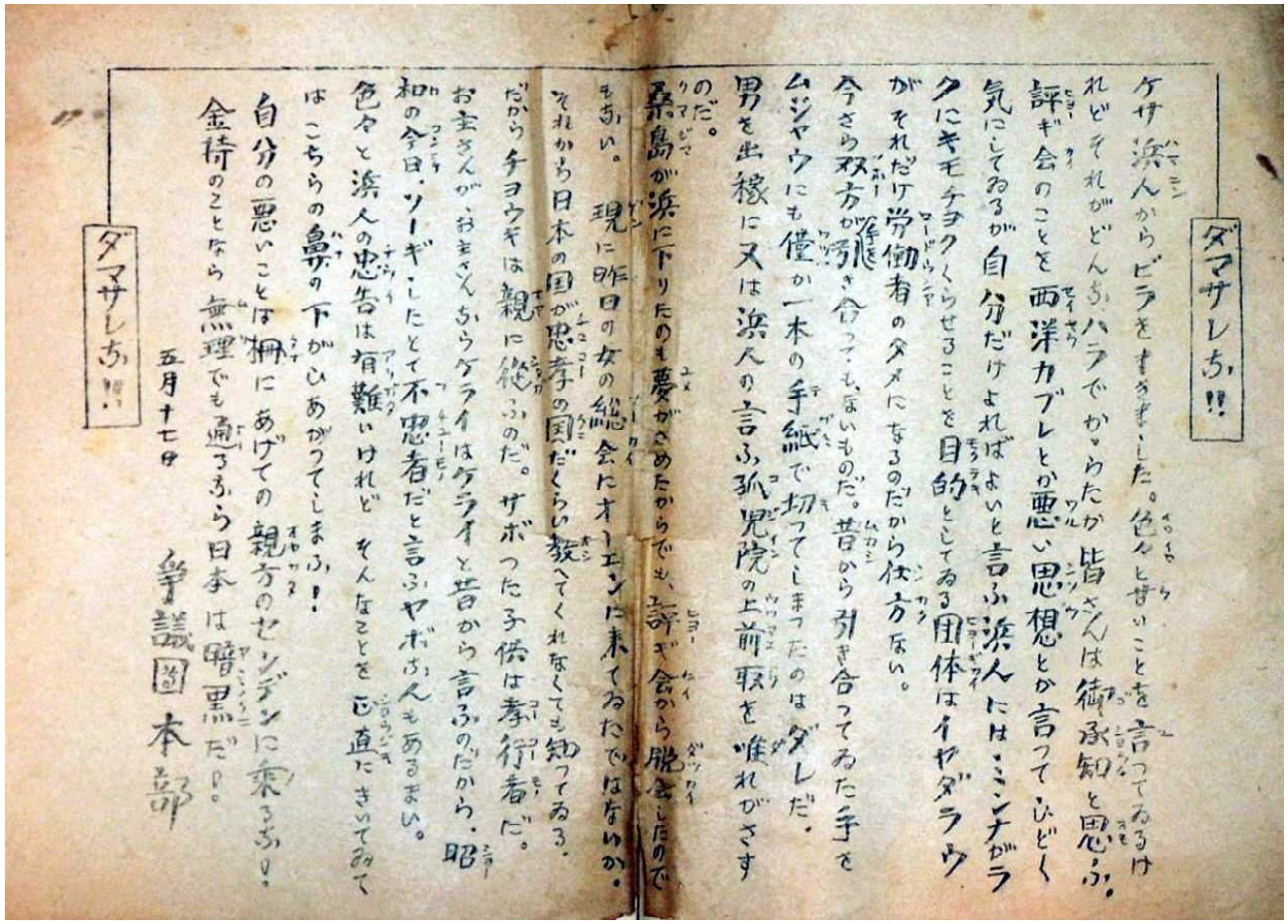
ダマサレルナ!!

ケサ浜人からビラをまきました。色々とせいことを言ってゐるけれどそれがどんなハニアでかゝったが皆さんは御承知と思ふ。評ギ会のことを西洋カブレとか悪い思想とか言ってひどく気にしてゐるが自分だけよければよいと言ふ浜人にはミンナがラクにキモチヨクくらせることを目的としてゐる団体はイヤダラウがそれだけ労働者のタメになるのだから仕方ない。

今さら双方が引き合っても、ないものだ。昔から引き合ってゐた手をムシャウにも借か一本の手紙で切ってしまったのはダレだ。男を出稼に又は浜人の言ふ孤児院の上前取を唯れがさすのだ。

桑島が浜に下りたのも夢がさめたからでも、評ギ会から脱会したのでもない。現に昨日の女の総会にオーエンに来てゐたではないか。

それから日本の国が忠孝の国だくらい教へてくれなくても知ってゐる。だから子ヨウキは親に従ふのだ。サボった子供は孝行者だ。

お金さんが、お金さんから今ライと昔から言ふのだから。昭和の今日、ソーギしたとて不忠者だと言ふヤボ天もあるまい。

色々と浜人の忠告は有難いけれどそんなことを正直きいてゐてはこちらの鼻の下がひあがってしまふ！

自分の悪いことは棚にあげての親方のセンデンに乗るふ！

金持のことなら無理でも通るから日本は暗黒だ！

五月十七日　争議団本部

図5）労働者だけでなく、その家族への説得宣伝の意識が濃厚にみえるチラシの文言。上部団体・評議会への加盟にたいする中傷に対抗するコメントが横溢している。

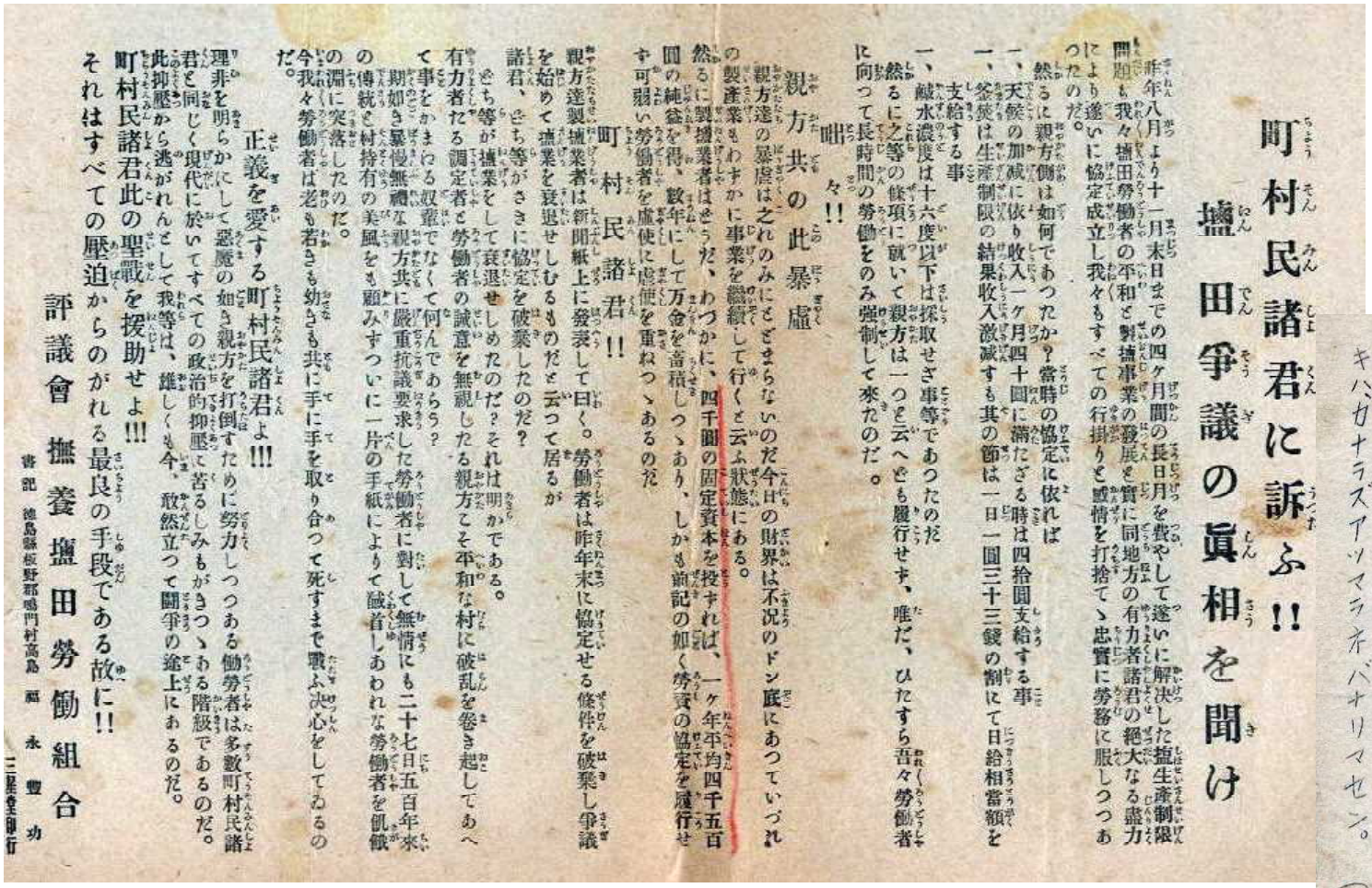

町村民諸君に訴ふ!!

塩田争議の眞相を聞け

昨年八月より十一月末日までの四ケ月間の長日月を費やして遂いに解決した塩生産制限問題も我々塩田労働者の平和と製塩事業の發展を實に同地方の有力者諸君の絶大なる盡力により遂いに協定成立し我々もすべての行掛りも感情を打捨てゝ忠實に勞務に服しつゝあつたのだ。

然るに親方側は如何であつたか？當時の協定に依れば

一、天候の加減に依り收入一ケ月四十圓に滿たざる時は四拾圓支給する事

一、釜炭は生産制限の結果收入激減するも其の節は一日一圓三十三錢の割にて日給相當額を支給する事

一、鹹水濃度は十六度以下は採取せざる事等であつたのだ

然るに之等の條項に就いて親方は一つと云へども履行せず、唯だ、ひたすら吾々勞働者に向つて長時間の勞働をのみ強制して來たのだ。

嗚々!!

親方共の此暴虐

親方達の暴虐は之れのみにとどまらないのだ今日の財界は不況のドン底にあつていづれの製産業もわずかに事業を繼續して行くと云ふ狀態にある。

然るに製鹽業者はどうだ、わづかに、四千圓の固定資本を投ずれば、一ケ年平均四千五百圓の純益を得、數年にして万金を蓄積しつゝあり、しかも前記の如く勞資の協定を履行せず可弱い勞働者を虐使に虐使を重ねつゝあるのだ

町村民諸君!!

親方達製鹽業者は新聞紙上に發表して曰く。勞働者は昨年末に協定せる條件を破棄し爭議を始めて鹽業を衰退せしむるものだと云つて居るが

諸君、どちら等がさきに協定を破棄したのだ？

どちら等が鹽業をして衰退せしめたのだ？それは明かである。

有力者たる調定者と勞働者の誠意を無視したる親方こそ平和な村に破乱を巻き起してあへて事をかまわる奴輩でなくて何んであらう？

期如き暴慢無禮な親方共に嚴重抗議要求した勞働者に對して無情にも二十七日五百年來の傳統と村持有の美風をも顧みずついに一片の手紙によりて馘首しあわれな勞働者を飢餓の淵に突落したのだ。

今我々勞働者は老も若きも幼きも共に手に手を取り合つて死すまで戰ふ決心をしてゐるのだ。

正義を愛する町村民諸君よ!!!

理非を明らかにして惡魔の如き親方を打倒すために努力しつつある勞働者は多數町村民諸君と同じく現代に於いてすべての政治的抑壓に苦るしみもがきつゝある階級であるのだ。

此抑壓から逃がれんとして我等は、雖しくも今、敢然立つて闘爭の途上にあるのだ。

町村民諸君此の聖戰を援助せよ!!!

それはすべての壓迫からのがれる最良の手段である故に!!

評議會　撫養塩田勞働組合

書記　徳島縣板野郡鳴門村高島　西永豊功

二星堂印行

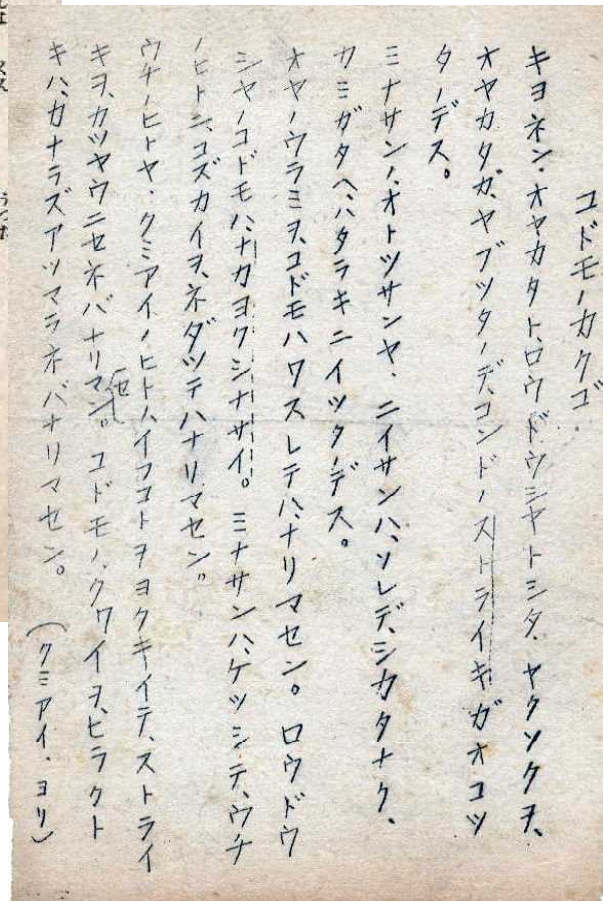

ユドモノカクゴ

キヨネン・オヤカタト、ロウドウシヤトニシタ、ヤクソクヲ、オヤカタガヤブツタノデスカライキガオコツタノデス。

ニナサン、オトツサンヤ、ニイサンハ、ソレデ、シカタナク、カミガタヘハタラキニイツタノデス。

オヤノウラミヲ、ユドモハワスレテハナリマセン。ロウドウシヤノコドモハカヨクシナサイ。ニナサンハ、ケツシテ、ウチノヒトニコズカイヲ、ネダツテハナリマセン。

ウチノヒトヤ、クミアイノヒトハイフコトヲヨクキイテ、ストライキヲ、カツヤウニセネバナリマセン。ユドモノクワイヲ、ヒラクトキハ、ガナラズアツマラネバナリマセン。

（クミアイ、ヨリ）

↑図6）塩田労働者以外の町民への訴えである。活版刷りで、争議の基本的ポイントが要約説明されている。浜人（経営者）の昨年の妥結事項の不履行と、四千円の投資で四千五百円の暴利を貪っている、ということが訴えられている。

→図7）争議団員の子弟にむけた、仮名書きのビラ。ここでも浜人の去年の妥結事項の不履行が非難されている。高島では学童の同盟休校に発展し、お寺を借りた補充授業や合同遠足が行われている。

七．結　語

昭和二年鳴門塩田争議は、浜松楽器争議や凸版印刷争議と並ぶ、左翼系組合が全力を挙げて取り組んだ大争議の一つに数えられる。

経過を見ていくと、この昭和二年の争議に限って、塩業者側が異常に強硬で、あらゆる調停を蹴飛ばし、時には挑発的とも思える態度で労組側に挑み続けた状況が見て取れる。

本稿でも、三島手記によって、組合員が浜人会を盗み聞きするエピソードを紹介したが、そこでは、評議会などの〝外部極左勢力〟の介入への反感と同時に、適当に妥協して早期に終熄させないと大損だという経営者としてごく自然な意見も語られている。しかし、塩業組合幹部は、浜人全体の意見を強硬な非妥協路線に強引に誘導していった形跡が認められる。

そこからは鳴門の塩業者の利害を超えた、もっと高度、高次元の〝政治〟の介入指導があったのではないか、という想像を禁じ得ない。

歴史は語る。

この大争議の翌年、昭和三年三月十五日、共産党に対する全国的大検挙が行われ（三・一五事件）評議会も労農党も解散（結社禁止）となり、組合活動家、社会主義者への拘束、拷問がごく普通のこととなる。昭和二年に於ける鳴門争議での塩業家の経済的利害を超えた〝不自然〟な強硬化にはいわば〝来年には世の中は変わる〟という見込みが籠められていたのではないかと疑うのである。結果論ではあるが、歴史の推移は、その〝見込み通り〟に遷移していった。

鳴門争議の〝英雄〟であった福永豊功にも、そのような歴史の推移が残酷に影を落とす。日時は明確ではないが、おそらく昭和二年争議で下獄服役後高島に帰ってきた後のことではないかと思われる、一通の貴司への手紙が残されている。

「……もう僕としては現在の生活を維持する事が出来なくなりました。夫れはこれから将来高島では僕に一日労働を提供して呉れる者もありません。社会運動や労働運動に従侍してゐる者にその労働をたたれる事が一番痛手です。何をしたって生活の安定がなければ真実の仕事は出来ません。僕も労働を放れ（れ）ば他の方法で生活の道を作らねばなりません……その準備のために一家を仕舞って一時大阪の組合本部に方を寄る（ママ　頼る？）考へで居ります……」

〝高島では僕に一日の労働（稼ぎ仕事）を提供してくれる者もいない〟というのは悲痛な言葉である。大阪に移住した後の福永の消息は伝わらない。昭和十五年頃大阪で死去したとされるが、貴司日記に何の記載も見当たらない。

そして、時代は色を変えていく。

昭和十五年七月十九日、徳島県警察特別高等課の指導で、塩田労組の解散式と徳島県塩田産業報国会結成大会が、労働組合が何度も大会を開いてきた同じ撫養鳳鳴閣で挙行される。曰く――

決議――我等産業人は国体の本義に基づく皇国産業人の新使命に立脚し新産業労働体制の樹立に巨歩を進めんとするに当たり茲に徳島県製塩労働組合連合会並に所属労働組合を解散す（昭和十五年七月二十一日）18)

18)前掲「鳴門の塩田労働争議」による。

そして、太平洋戦争が終りＧＨＱ指令によって報国会が解体される昭和二十年九月まで、この〝産業報国〟の時代が続くのである。

（いとう　じゅん・プロレタリア文学研究家、貴司山治長男）